

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

新旧の事業所でやり取りが可能な場合にご提出ください。  
やり取りができない場合は、旧事業所は退職の届出書を、新事業所は切替届出書をご提出ください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

<b>前勤務先</b> 住所(居所)又は所在地 〒306-0000 茨城県古河市〇〇番地△△ フリガナ コウノショウジ 氏名又は名称 株式会社 甲野商事 代表者の職氏名印 代表取締役 甲野 一郎 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 7 7		指定番号	88888	※市町村ごとに異なります	
		整理番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 経理部 氏名 古河 太郎 電話 〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 (内線 123)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号			
		異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
給与所得者 受給者番号 フリガナ オノ タロウ 氏名 乙野 太郎 (旧姓) 生年月日 昭和 平成 45 年 7 月 1 日 個人番号 1月1日現在の住所 古河市長谷町38-18 給与の支払を受けたなくなった後の		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000 (イ) 徴収済額 円 35,600 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400 異動年月日 R5.8.31	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 合 4. 休 5. 長 6. 其 月分で納入	円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000

転勤などにより別会社で特別徴収を継続するとき ※9月分から新規勤め先で特別徴収の場合

前勤務先

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の支払を受けたなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

理由 申し出があったため 徴収継続の希望がないため	徴収予定		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が97万円以下)
	徴収予定月日	徴収予定額 円	

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。) 〒 300-0000 茨城県〇〇市△1丁目1番1号 フリガナ ヘイノショウジ 氏名又は名称 丙野商事 株式会社 代表者の職氏名印 代表取締役 丙野 二郎 個人番号又は法人番号 7 7 7 8 9 8 7 6 5 4 3 2 1		<b>新勤務先</b> 連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 総務部総務課 氏名 茨城 花子 電話 〇〇〇〇-××-〇〇〇〇 (内線 222)		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市記入欄 <input type="checkbox"/> 特ヌキ
--	--	--	--	--	---------------------------------------

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です